

## Progress of Crime Prevention Activity in Offenders Rehabilitation : Process of Historical Development of “Big Brothers and Sisters Movement”

|       |                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2017-04-11<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 長谷川, 洋昭<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/441">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/441</a>           |

# 更生保護における犯罪予防活動の進展

## —『BBS運動』の史的展開過程—

Progress of Crime Prevention Activity in Offenders Rehabilitation:  
Process of Historical Development of “*Big Brothers and Sisters  
Movement*”

長谷川 洋 昭  
HASEGAWA, Hiroaki

### ．はじめに

罪を犯した者に対して我々は、為政者の支配下にある秩序を維持することを目的に身体に対して損傷または苦痛を与える刑罰（身体刑）や、その命を絶つ刑罰（死刑）を課することを長らくその対策に据えてきた。世情の安定に伴って我々が刑罰制度の中心に据えたのは、身体を拘禁する「自由刑」であり、その実施体系も懲罰のみの観点でただ拘禁するだけのものから、労働や教育を通して被収容者の更生を意図するものへと次第に変化してきたのである。現在は、矯正施設内でのいわゆる「施設内処遇」だけではなく、罪を犯した者が再び同じ過ちを繰り返さないよう社会の中において様々な面からサポートする「社会内処遇」が両輪となって作用しあうことで、更生保護は成り立っている。

更生保護法（平成20年6月1日施行：法律第188号）の第一条には、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける 恩赦の適正な運用を図る 犯罪予防の活動の促進等を行う、と三つの目的が掲げられている。それぞれの目的を達成する手段の性質を見比べてみると、はすでに「犯罪をした者」「非行のある少年」に対する、保護観察を中心とした一定の条件を課した上での営みであり、も刑事の確定裁判の内容を変更させ、その効力を変更しもしくは消滅させ、または国家刑罰権を消滅させる、という犯罪発生そのものに対する営みであるという点で共通である。しかし については、犯罪発生そのものの「予防」という事前の営みが掲げられていることに特徴を持つ。

更生保護制度では犯罪の「特別抑止<sup>1</sup>」の側面が論じられる場合が多いが、そもそも犯罪の無い社会を目指していくことが人々の希求するものとするならば、この犯罪予防の側面から更生保護制度を捉えなおすことは、当該制度について地域の理解と協力を広く得られる弾みとなると考えられる。

## 1. 研究の視点

警察庁生活安全局生活安全企画課の資料を見ると、全国で自主防犯活動を行う地域住民・ボランティア団体の結成状況は年々増加の傾向にあり、平成17（2005）年末に1万9,515団体であったものが5年後の平成22（2010）年末には4万4,508団体まで伸張している。これは各都道府県警察が積極的な働きかけを行った結果であり、この数値を見るといまや「防犯」のキーワードが地域住民の結束を強めているといっても過言ではない。

警察法第二条においては警察の目的として「犯罪の予防<sup>2</sup>」を責務として挙げており、また犯罪予防は極めて地域的な取り組みを必要とするものから、地域住民の結束が強まり警察行政とともに活動することは相互信頼や補完関係の醸成にもつながり意味があるものと認められよう。しかし警察行政との関係性における地域住民の犯罪予防活動は、その役割と目的ゆえどうしても「パトロール」「戸締り励行」などの活動が中心となった「犯罪企図者の接近を防止する」ことに主眼が置かれている。これは更生保護制度における犯罪予防活動と違って犯罪の「一般抑止」というアプローチからの側面が強いといえよう。

平成21年11月26日から12月6日にかけて内閣府が実施した「基本的法制度に関する世論調査<sup>3</sup>」を見てみると、『更生保護』という言葉が「聞いたことがある」が71.0%（「言葉の意味を知っている」44.4%・「意味は知らないが言葉は聞いたことがある」26.6%）であった。反対に「聞いたこともない」が28.0%という結果であり、さらに20歳から29歳の青年層の回答に限って見てみると、「聞いたこともない」が49.7%と半数近くに上っている。更生保護法が施行されて本年6月で3年が経過したが、いまだ国民、中でも青年層の理解を十分得ているとはいえない状況が垣間見える。

## 2. 研究の目的

先にあげた警察行政主導の防犯活動では、地域において様々な団体が多様な活動を繰り広げているが、向かうべき対象は犯罪を企図する者の排除、もしくは企図しやすい環境の整備である。その犯罪というものを排除する姿勢が、ややもすると、その犯罪のおそれがあると判断された者や既に罪を犯してしまった者の社会的排除（Social exclusion）につながる可能性も孕んでいる。地域のためを思った活動が、地域の間人関係のあり方にひずみを生じさせてしまうことがあってはならない。

更生保護における犯罪予防活動は、その具体的な対象が明確でないとの指摘がある。更生保護における犯罪予防活動においては、活動の目的に「犯罪を犯した者や非行をした者の立ち直りを支援する」という、社会で生活している市民にとって一見直接的に関係はないと思われる概念も含まれることが、有力な理由としてあげられよう。

前掲の世論調査によると、「更生保護の観点から、犯罪を犯した人の再犯を防止するためには、具体的にどのようなことが必要だと思うか」との質問に、「保護観察官や保護司による一人一人の問題性に応じたきめ細やかな指導を充実強化する」が60.6%と最も高かった。ついで「被害者の心情を理解させる」が38.4%、「家庭や学校の教育・指導機能を向上する」が36.1%、「犯罪を地域の問題として捉え、地域ぐるみで立ち直りを援助する」ことに関しては33.8%となっており、国民の意識の中には未だ地域社会の問題として捉えることは難しい様子が見て取れる。しかし地域で発生する犯罪や非行はまさしく地域の問題であり、そして地域の住民でもある犯罪を犯した人や非行をした人の再犯を防止し、

健全な社会の一員として受け入れていくということも、同じく地域の問題なのである。よって、更生保護における犯罪予防活動をそれぞれの地域に応じた形で有機的に展開することは、社会全体の利益に具することについては論をまたないといえる<sup>4</sup>。

このことを踏まえて本研究では特に、更生保護における犯罪予防活動において最も歴史のある青年ボランティア団体「BBS会」に着目し、その史的展開と時折の課題を整理する。BBS会に対象絞った根拠は、当会は更生保護に関係する青年ボランティア団体で唯一全国組織を持っており、その実績と認知度を鑑みるに我が国の更生保護における犯罪予防活動の歩みの一端を確実に示すものと考えられたからである。このBBS会の史的展開過程を整理することによって、更生保護における犯罪予防活動が持つ今後の可能性を多少なりとも浮かび上がらせることを本研究の目的としたい。

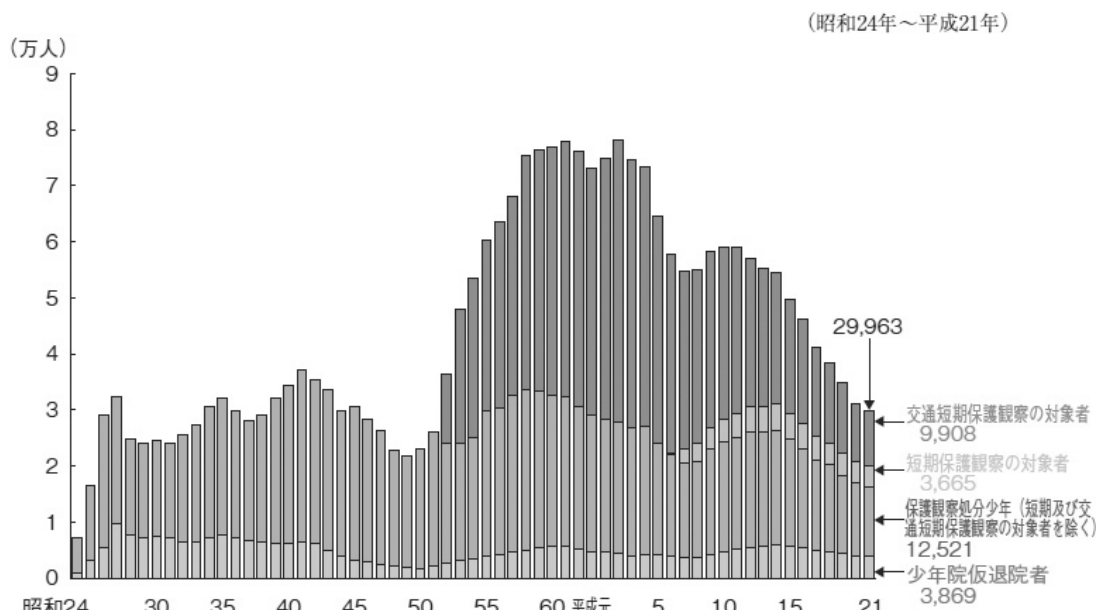
## ．本研究課題周辺の整理

### 1．少年の保護観察対象者の現況

まずBBS会員が活動の対象とする少年について、その現況を整理する。少年による刑法犯の検挙人員の推移においては次のように「3つの波」があるといわれている。すなわち、

昭和26年（16万6,433人）をピークとする【第1の波】、昭和39年（23万8,830人）をピークとする【第2の波】、昭和58年（31万7,438人）をピークとする【第3の波】である。その後平成7年までは減少傾向にあり若干の増減を経て平成16年から減少し続け、平成21年は13万2,594人であった<sup>5</sup>。また一般刑法犯による触法少年の補導人員は、昭和26年、37年、56年（6万7,906人）の3回のピークを経てその後は減少傾向にある。

保護観察処分少年の保護観察開始人員は、平成2年にピークの7万3,779人に達しているがその後は減少傾向に転じ、平成21年は2万6,094人であった。少年院仮退院者の保護



注 法務統計年報及び保護統計年報による。

22年版犯罪白書より

図1 少年の保護観察開始人員の推移

観察開始人員は、平成21年は3,869人である。ただし「交通短期保護観察<sup>6</sup>」は昭和52年より実施、「短期保護観察<sup>7</sup>」は平成6年からの実施である。よってBBS会の「ともだち活動」の対象者が減少していることにも関係している。

保護観察開始人員の年齢層別構成比を見ると、「保護観察処分少年（交通短期保護観察を除く）」は、15歳以下（23.9%）、16・17歳（41.7%）、18・19歳（34.4%）であり、「少年院仮退院者」は、15歳以下（7.9%）、16・17歳（33.2%）、18・19歳（42.5%）、20歳以上（16.4%）となっている。

（平成21年）

|                      | 15歳以下 | 16・17歳 | 18・19歳 | 20歳以上 |
|----------------------|-------|--------|--------|-------|
| 保護観察処分少年<br>(16,186) | 23.9  | 41.7   | 34.4   |       |
| 少年院仮退院者<br>(3,869)   | 7.9   | 33.2   | 42.5   | 16.4  |

- 注 1 保護統計年報による。  
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 3 保護観察に付された日の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

22年版犯罪白書より

図2 少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比

交通短期保護観察を除いた保護観察対象少年を地域で担当するのは「保護司」であるが、平成22年1月現在、彼らの平均年齢は63.6歳であることを考えると、対象少年とのコミュニケーションや信頼関係の構築に難が生じるケースも予想される。このような点を勘案しても、保護観察対象少年と年齢の近いBBS会員を何らかの形で関わらせることは処遇上好ましい成果が期待されうると考えられよう。また平成6年から開始された短期保護観察と平行して始まった「社会参加活動」においても、BBS会員の活躍が各地で報告されている。これは、例えば福祉施設における介護体験や公園清掃等の奉仕活動、農作業、スポーツ・レクリエーション活動等に参加させることによって対象者の社会性や社会適応能力を向上させることを目指している<sup>8</sup>。

## 2. 更生保護ボランティアとは

そもそも「ボランティア (volunteer)」とは、ラテン語で「自由意志」を示す「ボルンタス (voluntas)」に由来していることが通説とされ、個人の自由意志や責任において活動を行うもの、あるいはその活動を意味している。その活動が基本的に「無償」であるべきとされるのは、個人の自由意志に基づき、それぞれの技能や時間などを進んで他人（社会）のために提供することに意義がある、と受け止められていることによる。このボランティアの理念は様々な議論があり定まっていらないが、特徴として一般に、「自発性」・「主体性」・「無償性」、そして「公共性」・「利他性」・「福祉性」等があげられる。先の自発性・主体性・無償性は「ボランティア活動の基本的姿勢」を示し、後の公共性・利他性・福祉性は「ボランティア活動の目的」と整理される。

ボランティアの役割は、対象（者）へのアクションを通しての社会への提言・代弁、ま

た新たな仕組みや価値観などの創造等があげられるが、ボランティアが行政（本論の場合は更生保護官署）の下請けや単なる補完的な役割にならないよう留意すべきである。ボランティア活動は実践者自身の自己形成にもつながり、その広がりがひいては豊かな社会を作り上げていく上で必要なものであることを、社会全体が認識すべきである。

そして本研究の対象である「BBS会」は刑事政策領域で活躍する『更生保護ボランティア』という範疇にあるが、以前の「刑事政策」という概念は犯罪現象と犯罪対策とに向けられた国家や地方自治体の働きに絞られていたが、現在はその担い手は拡大する傾向にある。その理由として、就労支援や地域防犯活動など一般市民の理解と協力なくしては立ち行かない状況が恒常的に意識される社会情勢になったことが考えられる。

犯罪や非行をした者が地域で健全な社会人として生活する基盤を確立するためには、地域社会の理解と協力が不可欠である。地域が彼の生活を拒否し、また劣悪な環境が改善されないまま存置している状況下では、いくら本人が社会復帰の意欲が高くともスムーズな地域生活には至らない。犯罪や非行をした者を排除せず、再び犯罪を起こさないような環境を整備することはその対象となる者の幸せのみならず、ひいては社会全体の治安の維持という国民全体の利益にもつながる。更生保護は刑事政策の一環として実施されるのであるが、この実現は社会全体の理解と協力があってこそ可能であることは、更生保護法第2条<sup>9</sup>を待つまでもなく明らかであろう。

そして社会において具体的に更生保護に対し組織として協力体制をとっている、いわゆる更生保護における「民間協力者」として法務省は、「BBS会」の他「保護司」「更生保護施設」「更生保護女性会」「協力雇用主」をあげている。BBS会と様々な場面で関連が深いこれらの団体について、以下、各々の概略をまとめてみる。

○「保護司」…旧少年法（1923（大正12）年）では、少年審判所に現在の保護観察官に相当する専任の「少年保護司」が置かれ、民間の篤志家に現在の保護司の前身ともいえる「囑託少年保護司」の制度が出来る。司法保護事業法（1939（昭和14）年）に制度化されていた「司法保護委員」と統合され昭和25年の保護司法（1950（昭和25）年）により現行の「保護司」となった。彼らは保護観察官で十分でないところを補い、地方更生保護委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌事務に従事している。身分は法務大臣委嘱の非常勤国家公務員であり、活動中に災害にあった場合は「国家公務員災害補償法」が適用される。ただし、交通費等の実費支給はあるものの無報酬である。それゆえ更生保護「ボランティア」との範疇に入れられてはいるが、非常勤の公務員の身分を持つことから他のボランティアとは社会的立場が大きく異なっている。よって更生保護法に明記されているのはこの「保護司」だけであり、彼らは「保護司法」により具体的な役割などが示されている。地域では犯罪の予防を図るための啓発活動等を行い、また刑事施設や少年院などの矯正施設にいる者の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、社会復帰に向けた生活環境を整える「生活環境の調整」、そして保護観察対象者に対する「指導監督」及び「補導援護」を保護観察官と協働して実施している。BBS会とはもっとも関係が近い民間協力者といえる。

保護司法第2条3では「保護区ごとの保護司の定数は、法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定める。」とあり、全国で5万2,500人以内と定められるところ、現在約4万9,000人である。平成22年1月現在、平均年齢は63.6歳、女性の

割合25.8%であった。課題としては、高齢化の進行 無職者の増加、があげられ、幅広い年齢層と立場から保護司を発掘していく仕組みを考えていくことが急務といえよう。

○「更生保護施設」…主に保護観察所から委託を受け、保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ食事を給するほか、就職援助、相談・助言等の援助・指導をする民間（更生保護法人等）の施設であり、平成22年10月1日現在、全国に104の施設がある。内訳は、男子施設90・女子施設7及び男女施設7であり、全国の収容定員は2,327人である。

平成21年度の全出所者のうち、満期釈放者が約13%、仮釈放者が約22%が更生保護施設に入所した。その在所平均期間は、3月以上6月未満が約33%で最も多く、年間の保護実施人員は約一万人である。入所者の比率は、仮釈放者が約48%、刑の執行終了者が約26%である。平成21年度においては、45の更生保護施設がSSTを実施し、また30の更生保護施設が酒害・薬害教育を実施しており（法務省保護局資料より）、施設が所在する地域のBBS会が定期的にイベントなどで関わっているところも多い。

近年では、適当な引受人がなく、民間の更生保護施設でも受入れが困難な仮釈放者及び少年院仮退院者等を対象とし、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで対象者の再犯防止と自立を図ることを目的とする国立の「自立更生促進センター等」がいくつか整備された。仮釈放者を対象としたものでは、「北九州自立更生促進センター（平成21年6月・定員男子14人）」、「福島自立更生促進センター（平成22年8月・定員男子20人）」があり、また少年院仮退院者等を対象とする「沼田町就業支援センター（平成19年10月・定員男子少年12人）」、仮釈放者等を対象とする「茨城就業支援センター（平成21年9月・定員男子12人）」が、主として農業の職業訓練を実施するセンターとしてそれぞれ運営を開始している。

○「更生保護女性会」…女性の立場から地域の犯罪予防と罪を犯した者や非行のある少年の更生に協力し、犯罪のない明るい社会の実現に寄与しようとする団体である。平成22年現在、地区会数は1,315、会員数は18万4,971人である。刑務所や少年院への訪問活動や更生保護施設での料理教室主催など、女性ならではの視点と手法で更生保護関係者への協力活動がなされている。地区によってはBBS会とのつながりが深いところもある。ただ、活動の理念や内容が明確化されていないので、地区会の活動内容は良し悪しは別に平準化されていない側面もある。

○「協力雇用主」…犯罪や非行をした人の地域自立生活には、就労して経済的安定や生活サイクルを整えることが重要である。しかしながら、こうした人々はその前歴ゆえに定職に就くことが必ずしも容易ではない。「協力雇用主」は保護観察対象者や更生緊急保護対象者を彼らの事情を理解した上で就労のチャンスを積極的に与え、その立ち直りに協力する民間事業者である。平成22年4月1日現在、個人・法人合わせて8,549であり、実際に雇用されている保護観察対象者は505人であった。平成18（2006）年から法務省と厚生労働省は「刑務所出所者等に対する総合的就労支援事業」を実施しているが、協力雇用主は「事業所見学会の受入れ」「職場体験講習の受入れ」「刑務所出所者等の雇用」などで、就労を通じた社会的自立を支援している。協力雇用主の業種としては建設業が48.9%を占め、次いで製造業（15.7%）、サービス業（13.3%）の順（法務省保護局の資料による）であり、対象者とのマッチングの問題を考えるとさらに多くかつ幅広い職種の事業主が協力してもらうことが望ましいだろう。この観点から見ると、BBS会会員がOBとなった時、

周囲に更生保護について引き続き理解を求めていくことが期待されよう。

では次にBBS会の現状について整理してみる。

### 3．更生保護におけるBBS会の役割と現況

「BBS」とは、「Big Brothers and Sisters movement」の頭文字をとったもので、非行がある少年たちの「良き兄、良き姉」として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体である<sup>10</sup>。渋谷区千駄ヶ谷に「日本BBS連盟」の事務局を置き、平成22年4月1日現在、会員数は全国で4,469人である。

市区町村などの行政単位や学校単位ごとに、「地区BBS会」として489会が活動し、また都道府県ごと（北海道は札幌、函館、旭川、釧路）に、「都道府県BBS連盟」が50連盟、地方更生保護委員会ごと（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）に、「地方BBS連盟」が8連盟置かれている。各組織の役割は次の通りである。

- (1) **地区BBS会**...実践活動の主体として、地域の実情に合わせた様々な活動を行う。
- (2) **都道府県BBS連盟**...都府県内の各地区会活動の充実のために必要な支援や連絡調整を行う他、各地区会の枠を超えた活動の支援等を行う。
- (3) **地方BBS連盟**...ブロック内の各連盟間の連絡調整を図り、都府県連の枠を超えた活動の支援等を行う。
- (4) **日本BBS連盟**...全国BBS組織の連絡調整と活動の充実のための企画や全国的なBBS運動の強化発展のための活動を行う。

BBS会の具体的な活動は、**ともだち活動** **非行防止活動** **自己研鑽**の3つであり、中でも **は「BBS運動基本原則」**において「BBS運動を特色付けてきた重要な活動」と位置づけられている。非行のある少年や社会不適応の少年に対し、地域の関係機関・団体等と協力して、レクリエーションや家庭教師などその少年に合わせた形で「ともだち」になることを通し、彼らの自立を支援する活動である。

## ．BBS会の歩み

### 1．昭和20年代

1904年、米国ニューヨーク市少年裁判所書記官のアーネスト・K・クルーター（Ernest K. Coulter）が、自分が通うプレスビテリアン教会の青年数十人とともに、非行少年の兄（big brother）として彼らの更生を助けようという趣旨で始められたことがBBS運動のそもそもの始まりと言われている。この取り組みは戦前の日本においてもいくつかの文献で紹介されており、中でも生江孝之の『社会事業綱要』（大正12（1923）年）は、日本BBS生みの親ともいわれる宇田川潤四郎氏が「京都でBBS運動を始める契機となった著書」とされている（安形1997）。

わが国におけるBBS運動は、昭和22年に京都の大学生を中心に結成された『京都少年保護学生連盟』の結成をもって始まりとされる。これは戦後の混乱した世相の中で非行に走

る少年たちを憂いた学生の一通の投書がきっかけであった。

昭和21年夏、立命館専門学校（現立命館大学）3年生の永田弘利氏は、「少年関係諸団体の代表者が京都府庁に集まり、心のよりどころを失った子どもたちについて協議した」という新聞記事を読む。彼は即座に「荒みきった社会の中で頻発する少年非行は、少年たちの生活環境や友人の影響が一番大きな原因であることから、年齢的にも心情的にも少年に近いところにいる青年が暖かい手を差し伸べることによって、何かできるのではないか（永田1997）」と記した手紙を、「京都府庁社会教育課長」宛てに送付する。その投書は京都少年審判所に回され、所長の宇田川潤四郎氏の目に留まった。かねてよりBBS運動をわが国にも根付かせたいと考えていた氏は永田氏を審判所に呼び、彼に対してその設立についてアドヴァイスした。その結果『京都少年保護学生連盟』が結成されるに至り、昭和22年2月22日の発会式には約400名が集ったと記録される。

ただし同時期、各地において非行少年に対する善導を目的とした青年団体が勃興していたことが諸々の記録に残されている。京都少年保護学生連盟が発足する以前、静岡県では昭和21年4月に「青少年純叫社」が結成され、いわゆる非行少年だけが対象ではなく浮浪少年の実態調査や保護<sup>11</sup>を実施していた。長野県でも昭和21年11月、女子師範学校生徒らによる「朋友制度」というものが出来ていた。

未曾有の国難に際して、青少年たちがそこかしこで世相を憂いて立ち上がった背景は、平成7（1995）年1月17日に発生した阪神・淡路大震災時に日本中の青少年がボランティアに尽力したことと重なる。平成7年はわが国における「ボランティア元年」と言われるようになったが、BBS運動の萌芽が見られた昭和21年、22年は「更生保護におけるボランティア元年」とも言えよう。

昭和23年には法務庁少年矯正局長・東京少年審判所長らも列席した「少年保護に関する全国学生代表協議会」が東京で開催された。これをもって第一回目の全国BBS大会と日本BBS連盟は位置づけている。昭和24年に各地の情報交換を目的とした「全国BBS代表者協議会」が開催され、翌年11月には「全国BBS運動団体連絡協議会」が結成された。そして昭和27（1952）年に、今の「日本BBS連盟」へ改称している。

昭和26年には少年非行が戦後第1のピーク（少年刑法犯検挙人員16万6,433人）を迎え、「ともだち活動」の依頼も増えてきた時代である。昭和29（1954）年の第7回全国BBS大会において、運動の基本方針として「保護観察の面において、保護司のよりよき補助者として活動する（下線筆者）」と定められた。これについて保護局調査連絡課長である島田（1954）は、保護司は法定の適格性を有する者の中から選考をへて法務大臣から委嘱された者であるが、BBS会員は特に法的な制約もなく、しかも比較的社会経験の少ない青年である点において、BBS会員の保護観察にタッチする面は、保護司の補助者としてあるべきであって保護司と並立する立場であってはならない、これが中央の希望するBBS運動のあり方である、としている（下線筆者）。また、「BBS運動はケース・ワークに関与することをその本質とするもので、広く犯罪予防活動としての派手な面の活動に終始するが如きはさげなければならない。」とした。

このように当時はあくまでも「保護司の補助者」としての位置づけであったが、これについて佐藤（1999）は、「BBS運動、BBS連盟が更生保護の協力組織として位置づけられ、更生保護官署から育成され、保護司、更生保護婦人会から協力組織として育成し援助され

てきたというわけです。そのようになれば、どうしても官庁の縦割りの枠組みの中に組み込まれることになります。好むと好まざるにかかわらず、これが歴史であり現実です。」と振り返った。先述したように、行政の補完になってはならないという現在のボランティアの定義からは逸脱する部分もあるが、わが国のBBS会が発足した背景を考えると当然におかれた立場と言えよう。

## 2．昭和30年代～昭和40年代

法務省では昭和36年（「昭和35年版」）より『犯罪白書』を刊行しており、毎年テーマを設定し我が国における犯罪の様態を様々なデータで明らかにしている。平成23年4月現在51巻を数えるが、その中でBBS会は創刊の「昭和35年版」より記述が見られた。ただ詳細に約1,200字もの行を割いたのはこの年が最初で最後であり、以後は記述された場合でも約400字前後が続き、「民間協力者」等の項目の中で語られるか、全く表記がない年も少なからずあった。ここ5、6年に至っては約120字前後にまで減少している。（巻末資料；「犯罪白書」に見るBBSと政策等の動き参照）

日本BBS連盟は組織内人員の統一化を図るため、昭和32（1957）年に「BBS会員綱領」を制定している。昭和36年4月15日付け法務省保護局長通達「BBS活動の健全な育成指導について（地方更生保護委員長・保護観察所長宛）」を見てみると、「この運動は、その会員が保護司の協力者として少年に対する保護観察その他の更生保護活動の実施に関与し、いわゆるともだち活動を通じて、対象者の改善及び更生に資することを主な目的とするのであり、（中略）会員の資質の向上、組織の充実強化、保護司及び保護司会との連携の緊密化等積極的に指導するとともに、その健全な育成に努め、更生保護活動の面で十分その活用を図るよう配慮せられたい」とある。平成13年に「BBS会の活動に対する支援・協力について」が出されて「支援・協力・連携」へとその関係性の見直しが図られるまで、法務省はBBSに対し「育成指導」するという「上下関係」が続くこととなる。

この当時法務省がBBSをどのように見ていたか、昭和39年06月09日衆議院法務委員会42号の議事録を見ると次のような発言がある。

「...保護司の年齢層がたいへん年をとっておるというのに比べまして、若い対象者の友だち活動という点で、同じ世代としての話し合い、あるいは指導というようなことによりまして効果をあげておるのは事実でございますが、実は保護観察の仕事を手伝うというのは、比率としてはそれほど多くお願いはしておらないのでございます。むしろ地域の浄化活動、その他地域社会にお役に立つような仕事にいまのところ重点が置かれておるように思うのでございます。」（下線筆者）

常井善氏（法務省保護局総務課長）

この年は、少年非行が戦後第2のピーク（少年刑法犯検挙人員23万8,830人）であり、保護観察少年も多く存在したが、法務省としてはBBSを「ともだち活動」よりも「犯罪予防活動」に対しての効果のほうを評価していたとも取れる発言であり興味深い。このことは東京保護観察所の保護観察官の寄稿にも次のように具体的に現れている。「BBS会は、保護司会にくらべて、地域への影響力において劣らざるをえまいし、また会員個々の個人的影響力も、社会的地位のある保護司には比肩しえないであろう。しかし、（中略）いわば若さに伴う数々の利点を有している。このような点を会員一同がよく認識し、一致協力

して行動することが出来れば、既存の行政ルートや町会・部落会を意識的・積極的に利用しての犯罪予防活動という、これまで保護司会が行ってきたパターンとはちがった、より直接に住民に呼びかける形での犯罪（非行）予防活動の展開が可能なのではあるまいか。（中川1969）」と、地域における積極的な犯罪予防活動を支持している。先述した島田が昭和29（1954）年に、「広く犯罪予防活動としての派手な面の活動に終始するが如きはさげなければならない」と示したBBS運動のあり方とは、明らかに潮流が異なっている。

昭和42年（1967）には「BBS基本原則」を制定し、その目的と挙げた「非行や犯罪のない明るい社会の建設に寄与する」ための活動として、「ともだち活動」「非行防止活動」「研さん活動」の3領域を規定した。しかし昭和46年を境に会員数の減少や「ともだち活動」の減少が見られるようになる。

国会議事録ではBBSに関する発言は衆参通じて、昭和30年代は、32年<sup>12</sup>、39年×2回の計3回である。発言内容は、不祥事・監督・体制・予算関係であった。昭和40年代は40年、42年、45年、48年の計4回である。発言内容は体制関係であった。

### 3．昭和50年代～昭和60年代

会員数の歯止めと会の活性化を図るため、昭和53年に日本BBS連盟は「五力年計画」を策定した。会員の5割増、会員5割によるともだち活動、組織の再整備と法人化、が中身であるが、実現には至っていない。

国会議事録ではBBSに関する発言は衆参通じて、昭和50年代は50年の1回のみ。その発言内容は育成関係である。昭和60年代の発言は無かった。

### 4．平成元年より現在

島田（1958）が「BBSは保護司と全然関係なしに直接役所である保護観察所だけの結びつきによって発足し歩んできたと見られるのである。それがBBSの延び悩んできた大きな原因のように私は考えるのである。」と発表したのは、BBS会が発足して10年ほどの時である。平成元（1989）年2月、日本BBS連盟は全国保護司連盟に協力を仰ぎ、全国の地区保護司会の会長945名宛に調査を実施した<sup>13</sup>。その結果を見ると、BBS会の「ともだち活動について満足しているか」との問いに対し「満足している」20.0%、「やや物足りない」36.6%、「物足りない」24.5%、「分からない」18.9%となっており、保護司会からはともに更生保護ボランティアに取り組むものとしての信頼関係があるとは言い切れない状況が垣間見える。同じ地域に所在するものとして顔の見える関係を構築・維持していく努力を双方が続けなければならない。

では保護観察官との関係はどうだろうか。平成7（1995）年12月、関東地方更生保護委員会事務官が、関東管内の保護観察官209名宛てに調査を実施している<sup>14</sup>。

ともだち活動を「活用する気はない」と答えた理由で一番多かった意見は「BBS会員の高齢化」であった。若い会員の活動を求める意見が多く、ともだち活動を伸ばしていくためには「若い会員の増強」を求める意見があった。対象となる少年の年齢と余りに乖離してしまうと、役割は違えども年齢が高い保護司と変わらなくなってしまうという危惧はよく理解できる。継続的に若年層の入会を望むことは難しいが、魅力ある活動を工夫する努力が必要である。そこで近年は、従来からの「ともだち活動」の枠組みにとらわれること

なく、広く一般の子どもたちを対象にした活動が展開されている。平成9（1997）年から日立みらい財団の助成を受け「BBSモデル活動」が始まった。保護観察所が実施する社会参加活動への参加のみならず、児童自立支援施設などへの交流活動も指定されている。さらに平成13年度からは、子どもたちにさまざまな体験活動を実施し、「非行のない、社会性のあるたくましい子ども」に育つ環境づくりを目的に『こども みらい サポート事業』等が展開され、8つの地方連盟の持ち回りで担当している。このように保護観察以外の子どもたちとかかわり、健全な余暇の使い方を伝えていくことも広い意味での犯罪予防活動といえよう。

国会議事録ではBBSに関する発言は衆参通じて平成23年6月までに4年の1回のみ。発言内容は育成関係である。

## ．まとめとして これからのBBS

当初の「BBS基本原則（昭和42年制定）」には、ともだち活動のことを「最も重要な活動実践」と規定していたが、「16年の改正」では『最も』が外され、「BBS運動を特色付けてきた重要な活動である」とした（下線筆者）。これは時代の変遷に合わせてともだち活動のニーズと意味も変化してきたことに合わせたものであろう。犯罪白書で「ともだち活動」を「最も重要な更生援助活動」として上げたのは昭和61年版であったが、平成7年版ではすでに『最も』が外され「活動目標の一つである更生援助活動」と記載されている（下線筆者）。「非行防止活動について」との文脈では「非行少年に限らず、地域の少年全般に働きかける活動を行っている。」としているので、こちらとの整合性を考えると『最も』が外されることの納得は可能であるが、犯罪白書においては「BBS基本原則」が改正される9年も前にすでに変更されていたという事実は、法務省の認識を知る上でも興味深い。

本研究を踏まえ、現在のBBS会がとるべき進路を示すとするならば、次の2つを挙げてみようと思う。一つ目は「会員数の増よりも質の向上」であり、二つ目は「活動範囲と関係者の拡大」である。一つ目は、わが国における人口の減少そして価値観・趣味の多様化により以前のように会員数の大幅な増員は望めないと考えられるからである。志を同じくする仲間が増えることは喜ばしいが、現実的に難しいならそこに労力をそがれるべきではないと思う。まずは現在在籍する人員に対しての研修機会の増加や目的の明確化を目指すべきではないだろうか。二つ目は、関係者の論考にも数多く出てきているが、「更生保護関係者」だけではなく子どもをとりまく地域の幅広い集まりにBBS会員が顔を出し「顔の見える関係作り」の動きの拡大を期待したい。そもそも「更生保護」という言葉自体が国民の認知度が低い言葉なのであるから、BBS会員が多方面に活動範囲を拡大することで拡散していく効果が見込まれよう。そしてその交わりの中から犯罪予防・更生保護の理解者が一人でも増えれば、それは立派な犯罪予防活動となるのである。

思い返されるのは、BBS活動の祖といわれる「京都少年保護学生連盟」が、いわゆる非行少年だけに対象を絞らず広く活動を始めたという、その興りである。

資料「犯罪白書」に見るBBSと政策等の動き

|      | 「犯罪白書」各年版に見るBBS活動 |         |                             |               | BBSに関係する動き                                                                                                   | 関連する政策等                                 |
|------|-------------------|---------|-----------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 年度   | 会員数               | ともだち活動数 | 記載内容                        | その他           |                                                                                                              |                                         |
| 昭和22 |                   |         | 未発行                         |               | ○「京都少年保護学生連盟」発足                                                                                              |                                         |
| 23   |                   |         |                             |               | ○「少年保護に関する全国学生代表協議会」開催。→第一回目の全国BBS大会との位置づけ。                                                                  | ○「少年法」施行                                |
| 24   | 782               | 195     |                             |               | ○「全国BBS代表者協議会」開催                                                                                             | ○「犯罪者予防更生法」施行                           |
| 25   | 3025              | 378     |                             |               | ○「全国BBS運動団体連絡協議会」結成                                                                                          | ○「更生緊急保護法」施行<br>○「保護司法」施行               |
| 26   | 5340              | 593     |                             |               |                                                                                                              | ○少年非行が戦後第1のピーク(少年刑法犯検挙人員16万6433人)       |
| 27   | 8635              | 1285    |                             |               | ○「全国BBS運動団体連絡協議会」が、「日本BBS連盟」へ改称                                                                              |                                         |
| 28   | 13755             | 2517    |                             |               |                                                                                                              |                                         |
| 29   | 6158              | 1374    |                             |               |                                                                                                              | ○「執行猶予者保護観察法」施行                         |
| 30   | 9158              | 4210    |                             |               |                                                                                                              |                                         |
| 31   | 資料なし              |         |                             |               |                                                                                                              |                                         |
| 32   | 9271              | 1374    |                             |               | ○BBS運動発足10周年記念全国大会<br>○「BBS会員綱領」制定                                                                           | ○国会で初めてBBSの名前が出される。→11月11日(参議院法務委員会・4号) |
| 33   | 8261              | 1653    |                             |               |                                                                                                              | ○「売春防止法」施行                              |
| 34   | 資料なし              |         |                             |               |                                                                                                              |                                         |
| 昭和35 | 8899              |         |                             | 33年11月の会員数を記載 |                                                                                                              |                                         |
| 36   |                   |         | BBSの記述無し                    |               | ○保護局長通達「BBS運動の育成指導について」                                                                                      |                                         |
| 37   | 9007              |         | BBSの記述無し                    |               |                                                                                                              |                                         |
| 38   |                   |         | 33年11月及び35年12月の会員数を記載 会員数無し |               | ○以後、「BBS会員中央研修」を年二回実施することになる。                                                                                |                                         |
| 39   |                   |         | BBSの記述無し                    |               |                                                                                                              | ○少年非行が戦後第2のピーク(少年刑法犯検挙人員23万8830人)       |
| 40   |                   |         | BBSの記述無し                    |               |                                                                                                              |                                         |
| 41   |                   |         | BBSの記述無し                    |               |                                                                                                              |                                         |
| 42   |                   |         | 「ともだち活動」の記載なし<br>会員数無し      |               | ○「BBS基本原則」制定。その目的と挙げた「非行や犯罪のない明るい社会の建設に寄与する」ための活動として、「ともだち活動」「非行防止活動」「研さん活動」の3領域を規定した。<br>○BBS運動発足20周年記念全国大会 |                                         |
| 43   |                   |         | BBSの記述無し                    |               |                                                                                                              |                                         |

更生保護における犯罪予防活動の進展（長谷川）

|     |       |      |                                                          |                                                    |                    |                                   |
|-----|-------|------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 44  |       |      | 「ともだち活動」の記載なし<br>会員数無し                                   |                                                    |                    |                                   |
| 45  | 11173 | 2076 | BBSの記述無し                                                 |                                                    | 「ともだち活動」依頼数最多      |                                   |
| 46  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    |                                   |
| 47  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    |                                   |
| 48  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    |                                   |
| 49  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    |                                   |
| 50  | 8221  |      | 会員数無し                                                    |                                                    |                    |                                   |
| 51  |       |      | 会員数無し                                                    |                                                    |                    |                                   |
| 52  | 8740  |      | 会員数無し                                                    |                                                    | ○BBS運動発足30周年記念全国大会 | ○「交通短期保護観察」開始                     |
| 53  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    |                                   |
| 54  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    |                                   |
| 55  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    |                                   |
| 56  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    |                                   |
| 57  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    |                                   |
| 58  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    | ○少年非行が戦後第3のピーク（少年刑法犯検挙人員31万7438人） |
| 59  | 7055  | 677  | BBSの記述無し                                                 |                                                    |                    |                                   |
| 60  | 7435  | 726  |                                                          |                                                    |                    |                                   |
| 61  | 6614  | 521  | 「最も重要な更生援助活動」として「ともだち活動」を上げる。                            |                                                    |                    |                                   |
| 62  |       |      | BBSの記述無し                                                 |                                                    | ○BBS運動発足40周年記念全国大会 |                                   |
| 63  | 6789  | 459  | 「最も重要な更生援助活動」として「ともだち活動」を上げる。                            |                                                    |                    |                                   |
| 平成1 | 6756  | 431  | 同上                                                       |                                                    |                    |                                   |
| 2   | 6542  | 427  | 同上                                                       |                                                    |                    | ○保護観察処分少年の保護観察開始人員がピーク（7万3779人）   |
| 3   | 6383  | 379  | 同上                                                       | ともだち活動の減少要因として、「少年側の積極的希望がなければ続かないといった事情」と記す。      |                    |                                   |
| 4   | 6458  | 305  | 同上                                                       | 同上                                                 |                    |                                   |
| 5   | 6129  | 237  | 「最も重要な活動」として「ともだち活動」を上げる。→「更生援助」が消える。                    |                                                    |                    |                                   |
| 6   | 6219  | 281  | 同上                                                       |                                                    |                    | ○「短期保護観察」及び「社会参加活動」開始             |
| 7   | 6230  | 277  | 「活動目標の一つである更生援助活動」として「ともだち活動」を上げる。→【最も重要】が消える。「更生援助」が復活。 | 「非行防止活動について」は「非行少年に限らず、地域の少年全般に働きかける活動を行っている。」と書く。 |                    | ○「更生緊急保護法」が「更生保護事業法」へ改変。→更生保護法人。  |
| 8   | 6147  | 270  | 「活動の一つである」として「ともだち活動」を上げる。                               |                                                    |                    |                                   |

|    |      |     |                                                                              |                              |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                            |
|----|------|-----|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 5838 | 266 | 「BBS会が行うともだち活動は」                                                             |                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ BBS運動発足50周年記念全国大会</li> <li>○ 「BBSモデル活動」実施</li> </ul>                                                                                                                                           | ○ 「児童福祉法」の大改正→要保護児童を保護するだけでなく「自立支援」を基本理念におく。                                               |
| 10 | 6123 | 296 | 同上                                                                           |                              |                                                                                                                                                                                                                                         | ○ 「保護司法改正」→保護司組織の法定化。                                                                      |
| 11 | 6225 | 311 | 「BBS運動の特色」として「ともだち活動」を上げる。                                                   |                              |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                            |
| 12 | 6047 | 272 | 「BBS運動の特色ある活動」として「ともだち活動」を上げる。                                               |                              |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                            |
| 13 | 6053 |     | <p>「BBS会員の特色ある活動」として「ともだち活動」を上げる。<br/>→「BBS運動の」から「BBS会員の」へ変わる。<br/>会員数無し</p> | この年以後、「ともだち活動」件数の記載消える       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護局長通達「BBS運動の育成指導について」が廃止され、「BBS会の活動に対する支援・協力について」が出された。「育成指導」から「支援・協力・連携」へとその関係性の見直しが行われる。骨子は！BBS会の活動の範囲を、ともだち活動や地域の非行防止活動など非行少年の立ち直りを支援する活動が中心だったものを、加えて地域のニーズに応じた形で幅広く取り組むこととした。</li> </ul> |                                                                                            |
| 14 | 6100 |     | 同上 会員数無し                                                                     |                              |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                            |
| 15 | 6169 |     | 同上 会員数無し                                                                     |                              |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                            |
| 16 | 6024 |     | <p>「ともだち活動」は単に活動の一つに含まれて記載。<br/>会員数無し</p>                                    |                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「BBS運動基本原則」改定→「最も重要な活動実践」から【最も】が外れる。</li> </ul>                                                                                                                                                | ○ 「犯罪被害者等基本法」成立                                                                            |
| 17 | 5726 |     | <p>「ともだち活動」の記載消える。<br/>会員数無し</p>                                             | 「自立を支援する活動を行う」との記載。          |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                            |
| 18 | 5036 |     | 同上 会員数無し                                                                     | この年以後、「立ち直りを支援する活動等を行う」との記載。 |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                            |
| 19 | 4543 |     | 同上 会員数無し                                                                     | 同上                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ BBS運動発足60周年記念全国大会</li> </ul>                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「更生保護法」成立→「犯罪者予防更生法」「執行猶予者保護観察法」が整理・統合</li> </ul> |
| 20 | 4307 |     | 同上 会員数無し                                                                     | 「非行少年」から「非行のある少年」へ変わる        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護局長通達「BBS活動の促進及びBBS活動団体との連携協力について」</li> </ul>                                                                                                                                                 | ○ 「更生保護法」施行                                                                                |
| 21 | 4217 |     | 同上 会員数無し                                                                     | 同上                           |                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                            |
| 22 | 4469 |     | 同上 会員数無し                                                                     | 同上                           |                                                                                                                                                                                                                                         | ○ 「社会を明るくする運動」第60回                                                                         |

平成23年7月長谷川作成

【注】

- 1 罪を犯した者の改善更生を図って再犯を防止することが目的。対して一般抑止とは、罪を公正に裁き、科された刑罰を法や規則に従って適正に執行することを示すよって、一般社会の人々が犯罪を行うことを抑制すること。
- 2 警察法第二条（警察の責務）警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。（下線部筆者）
- 3 死刑制度、公訴時効制度及び更生保護に関する国民の意識を調査し、刑事司法に関する施策等を検討する参考資料とすることが調査目的とされている。全国20歳以上の者3000人を対象。有効回収数（率）は1944人（64.8%）であった。
- 4 長谷川洋昭（2010）「更生保護における犯罪予防活動の進展 - 雑誌『更生保護』に見る「社会を明るくする運動」 - 」田園調布学園大学紀要5号，p 43
- 5 人口比では平成16年から平成21年まで毎年低下している。平成21年の検挙人員は昭和30年前後と同程度の水準であるが、人口比で見ると第二の波があった昭和39年頃と同水準である。
- 6 交通事故により家庭裁判所で保護観察に付された少年のうち、一般非行性がないか又はその進度が深くなく、また交通関係の非行性も進度が深くない者が対象。実施期間は原則として3月以上4月以内である。保護司が付く処遇に代えて安全運転等に関する集団処遇等を行う。
- 7 交通事故（危険運転致死傷・自動車運転過失致死傷等交通関係4法令違反及び道路運送法違反をいう）以外の非行により家庭裁判所で保護観察に付された少年のうち、非行性の進度がそれほど深くなく短期間の保護観察によって改善更生が期待できる者が対象。実施期間は概ね6月以上7月以内である。
- 8 かつては「ともだち活動」の原則は「ワンマン・ワンボーイ（one man one boy）」と言われていたが、グループワークでのかわりも現在は多くの地区会で企画され対象領域を広めつつある。平成21年度の実施回数は345回。実施回数が多かった順に「高齢者等に対する介護・奉仕活動への参加」（97回）「清掃・環境美化活動への参加」（95回）「創作・体験活動・各種講習等への参加」（71回）である。参加人数は、保護観察対象者が1,141人、その家族等が207人であった（法務省保護局の資料による。）
- 9 更生保護法第二条には「国の責務等」として次のようにある。  
 国は、前条の目的の実現に資する活動であって民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならない。  
 2 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要な協力をすることができる。  
 3 国民は、前条の目的を達成するため、その地位と能力に応じた寄与をするように努めなければならない。
- 10 「BBS運動基本原則」にはBBSの目的・定義として、（1）BBS運動は、非行少年や社会不適応少年のいない、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目的とする。（2）BBSは、少年の自立支援のための青年ボランティアである。と示されている。
- 11 「少年たちに対し京都少年保護学生同盟が行ったことは、戦災孤児の不良化防止に重点が置かれ、このほか非行防止活動とも言えるものも行っていたということです。その活動の内容を見れば、当時は犯罪を犯した少年という狭いものではなく、まさに私が引用して話した広い意味の非行少年であり、不良少年を運動の中に取り入れていったのです。」（佐藤勲平1999）
- 12 残念なことにBBSが初めて議事録に載るのは、昭和32（1957）年10月にBBS会員である24歳大学生が会員の立場を悪用して少女にいたずらをしたという事件に関して、「法務省はBBSをどう監督しているのか」といった内容であった。
- 13 無記名。郵送方式。回答率は79.8%（754名）であった。
- 14 管理職除く。回答率は70.8%（148名）であった。

【参考文献】

- 新井信之(1997)「学域BBS会の発足と今後の展望」『更生保護』第48巻第9号, p23~p26
- 安形静男(1995)「犯罪予防活動の実務的展開」『更生保護と犯罪予防』通巻118号, p74~p78
- 安形静男(1997)「更生保護史考10 完 BBS運動生誕誌録」『犯罪と非行』158号, p200~p227
- 泉信彌(1993)「協力組織の現状と課題」『更生保護』第44巻第9号, p6~p11
- 伊藤孝子(1996)「BBS会員にアンケート調査を行って—BBS活動状況と今後の活動参加に関するアンケート—」『更生保護と犯罪予防』第31巻第3号, p112~p129
- 植松正・茂呂雅之他(1975)「座談会・ともだち活動の現状と課題」『更生保護』第26巻第10号, p14~p25
- 宇田川潤一郎(1961)「BBS運動の社会化と科学化—刑事政策の一環として—」『罪と罰』創刊号, p26~p
- 大分保護観察所(1999)「現場からのレポート・学域BBS会の発足」『更生保護』第50巻第12号, p25~p29
- 大原天晴(2009)「神奈川県横浜市西区BBS会の研鑽活動とその効果」『更生保護と犯罪予防』第42巻第3号, p158~p172
- 神奈川県BBS連盟(1975)「BBS活動のいっそうの前進を期待して」
- 金平輝子・佐藤勲平・津田賛平(2003)「これからの活動にむけて—更生保護ボランティアの一員として—」『更生保護』第54巻第10号, p6~p19
- 坂部正晴(1976)「更生保護25年の変遷と評価 第五章犯罪予防」『更生保護と犯罪予防』第11巻第1号, p37~p43
- 佐藤勲平(1999)「講演録・更生保護とBBS運動の諸問題」『犯罪と非行』第119号, p43~p65
- 佐藤勲平(2002)「講演録・21世紀を迎えてのBBSの新しい展開」『犯罪と非行』第131号, p92~p108
- 佐藤光子(1993)「BBSと共に歩んで」『更生保護』第44巻第9号, p12~p17
- 島田善治(1954)「BBS運動のあり方について」『更生保護』第5巻第8号, p22~p23
- 島田善治(1958)「保護司とBBS」『更生保護』第9巻第1号, p8~p12
- 清水義恵(1997)「BBS運動の発展のために—更生保護青年組織の育成と連携—」『更生保護』第48巻第9号, p6~p11
- 白濱謙吉(1995)「犯罪予防活動に内在する矛盾とその克服について—国、地方自治体、地域の犯罪予防活動—」『更生保護と犯罪予防』通巻118号, p50~p71
- 関口浩(2008)「更生保護における犯罪予防活動の現状と課題—地域社会における犯罪抑止力強化の取組—」『犯罪と非行』158号, p102~p120
- 高木俊彦(2000)「更生保護におけるボランティア—その現状と課題—」『犯罪と非行』第123号, p140~p166
- 高木俊彦(2003)「更生保護女性会・BBS会に期待するもの」『更生保護』第54巻第10号, p20~p27
- 高木俊彦(2008)「更生保護ボランティアの現状と課題—」『犯罪と非行』第156号, p101~p125
- 武田国夫(1982)「更生保護におけるボランティアの協力をめぐって」『更生保護』第33巻第10号, p6~p11
- 中川邦雄(1969)「BBS運動に関する若干の問題」『更生保護と犯罪予防』第4巻第1号, p68~p84
- 永田弘利(1988)「BBS運動の芽生え」『犯罪と非行』第76号, p81~p87
- 永田弘利・堤敏弘(1997)「インタビュー・熱い思いは半世紀を超えて」『更生保護』第48巻第9号, p12~p22
- 並木洋行(2003)「地域社会と更生保護」『罪と罰』第40巻(4), p29~p35
- 日本更生保護協会『更生保護』,各巻各号
- 日本更生保護協会(2000)『更生保護50年史』, p110~p117
- 日本更生保護協会(2010)『更生保護60年史』, p103~p109
- 日本更生保護協会(1997)『BBS運動発足50年記念誌』
- 日本更生保護協会(1987)『BBS運動発足40年記念誌』
- 日本BBS連盟OB会(2006)『BBS運動の軌跡』
- 日本BBS連盟OB会(1997)『BBS運動50年の回顧』
- 日本BBS連盟(1986)『日本のBBS運動30年のあゆみ』

日本BBS連盟（2010）『大学のBBS』

日本BBS連盟（2010）『Message BBS活動事例集（第2版）』

日本BBS連盟（2005）『BBS運動基本原則解説』

萩原康生（1971）「BBS運動における実践活動をめぐって」『更生保護と犯罪予防』第5巻第4号，p48～p52

馬場義宣（2009）「BBS運動の現状」『犯罪と非行』第162号，p14～p27

古沢恭一（1983）「犯罪予防活動」『更生保護』第34巻第5号，p55～p60

古川健次郎（1985）「BBSの現状と問題点」『更生保護』第36巻第2号，p6～p11

古川健次郎（1989）「保護司とBBS - 地区保護司会長アンケート」『更生保護』第40巻第12号，p39～p43

法務省「犯罪白書」各年版

萬中典子（1996）「BBSのともだち活動に関するアンケート調査を実施して」『更生保護と犯罪予防』第31巻第3号，p91～p111

宮川満（1979）「BBS運動の現状とその対策」『犯罪と非行』第42号，p99～p105

山崎喬（1977）「我が国のBBS運動」『犯罪と非行』第33号，p77～p84

山田憲児（1988）「BBSの活用による保護観察処遇について」『罪と罰』第26巻1号

横山一郎（1953）「BBS運動に望むもの」『更生保護』第4巻第4号，p30～p33